

「第6期本庄市障害福祉計画・第2期本庄市障害児福祉計画（案）」に対する意見と市の考え方

「第6期本庄市障害福祉計画・第2期本庄市障害児福祉計画（案）」に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

提出された意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

1. 意見等の募集期間：令和3年2月3日（水）～3月4日（木）
2. 意見等の受付人数： 2人 13件（提出方法の内訳：郵送 0人、メール 0人、FAX 1人、持参 1人）
3. 提出された意見等および市の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
①	P14 ⑤重度障害者等包括支援 2行目について 同行援護、行動援護（順番）→行動援護、同行援護 が望ましいのではないか。	P14 表中サービス名の順のとおりとして、ご意見のとおり修正いたします。
②	P17 （2）サービス量の実績 自立訓練（機能訓練）令和2年度（見込み）について 延べ利用日数、1 平均利用者数 1とあるが、前年と比較すると数値が不自然なため、計画作成時点で0で有ればその旨の注釈を表の最後等に加えた方が良くはないか。	数値を検討する段階で利用者がいなかったため、その後利用希望者が出ることを見込んで1名と記載しました。他の項目も現在の数値と見込み値を一致させることはしておらず、本項目についてのみ修正はしないことをご理解ください。
③	P25 理解促進研修・啓発事業の令和元年度”中止”について	ご意見を参考に追記いたします。

	<p>中止の要因について注釈を加えた方が良くはないか。</p>	<p>P4 第2節 令和5年度の目標設定 4行目</p> <p>なお、令和2年度の見込み値において減少幅が多い事業がありますが、新型コロナウイルス感染症による外出自粛、イベント中止等の影響が考えられます。そこで、計画値についてはこれらの影響に配慮した数値としています。</p>
④	<p>P34 【確保の方策】2行目</p> <p>継続していく見込みです。 → 継続していく見込みです。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>
⑤	<p>P40 (14) 社会参加支援事業 【事業の実績と見込み】</p> <p>①スポーツ、文化、芸術活動 令和2年度(推計値)175人について</p> <p>→175人と前年度(502人)前前年度(600人)より少ないが、コロナ感染症によるイベントの減少が考えられる。よって、その旨の注釈を表の最後等に加えた方が後のためにも分かり易いのではないか。なお、P40以外の数値等について、コロナ感染症の影響があるものについても同様の対応が望ましいと考える。</p>	<p>ご意見を参考に追記いたします。</p> <p>P4 第21節 令和5年度の目標設定 4行目</p> <p>なお、令和2年度の見込み値において減少幅が多い事業がありますが、新型コロナウイルス感染症による外出自粛、イベント中止等の影響が考えられます。そこで、計画値についてはこれらの影響に配慮した数値としています。</p>
⑥	<p>P42 (15) 就業・就労支援事業【事業の実績と見込み】3の数値について</p> <p>平成30年度より令和5年度の見込み数値まで3(箇所)と数値が変わりません。【確保の方策】には”引き続き委託によりサービスを維持していく”とあるが、維持ではなく、知的障害者職親委託事業者を増やす努力をする必要があるのではないかと考えるがいかがか。</p>	<p>職親は、知的障害者福祉法に基づく制度で、職親として知的障害者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であって、市町村長が認める者に、知的障害者の更生援護を委託する事業です。</p> <p>現在、就労を希望する知的障害者の方へは障害者総合支援法に基づくサービスである就労継続支援A型作業所、就労継続支援B型作業所、就労移行支援、をその方の障害の程度に応じて紹介しています。</p> <p>就労継続支援B型作業所になじまないようなケースやご本人の希望が</p>

		ある場合は職親を紹介し、受入に向けて調整を行いますが、現状では希望者はありません。今後、一定の需要が見込まれる際には、受け入れ先の拡大に努めて参ります。
⑦	P49 放課後等デイサービス 令和5年度の数値が 3, となっており、正しい数字が記入されていない。	ご指摘のとおり修正いたします。
⑧	P50 (1)サービスの概要 サービス名 障害児相談支援 → 要センタリング	ご指摘のとおり修正いたします。
⑨	P6 「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」と記された何れかのところを「精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に直してください。	本計画は障害のある方全体に関する福祉サービスの提供体制等について定めるものであることから、高次脳機能障害についても対象としています。また、本計画においては、項目名について国が示した標記と一致させることとしております。
⑩	P12 「(6) 相談支援体制の充実・強化等」のところ 平成30・31(令和1)年度に厚生労働科学研究「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」が実施され、調査の結果、高次脳機能障害の方が障害福祉サービスを利用する際の課題として「事業所の障害特性への理解不足」「社会資源の不足」「制度の周知不足、ニーズと支援の不一致」といったことが指摘されています。	本計画は障害のある方全体に対する福祉サービスの提供体制等について定めるものであることから、高次脳機能障害についても対象としています。こうしたなかで、今後とも、障害全般について正しく理解され、市民が相互にその人格や個性を認め、尊重できる社会の構築に向けた啓発・広報を進めて参ります。

	<p>本庄市において、『高次脳機能障害は、2012年に成立した「障害者総合支援法」でようやく障害者として認められ』たといった誤った認識を正し、高次脳機能障害の方など、支援の遅れている障害者への相談支援体制の在り方を見直し、相談支援専門員のネットワークの構築など、相談支援体制を充実させていくことを計画に記してください。</p>	
⑪	<p>P31「(6) 意思疎通支援事業」のところ</p> <p>三芳町の「三芳町障がい者福祉計画等(素案)」に記されている取組など参考に、手話や要約筆記以外での意思疎通支援について、本庄市として検討していくことを計画に記してください。</p>	<p>現状においても利用される方の状況を考慮し、適切なサービス提供に努めておりますのでご理解ください。</p>
⑫	<p>P24「第3章地域生活支援事業」のところ</p> <p>徘徊してしまう高次脳機能障害の方など、障害のある方を対象に、徘徊してしまう方の衣類や杖等二次元コード付きシールを貼付し、発見者が二次元コードを読み取ることで、保護者に通知メールを届ける事業「徘徊高齢者見守り事業」について、「任意事業」として実施する、あるいは実施を検討していく、といったことを計画に記してください。</p>	<p>「徘徊高齢者見守り事業」については、高齢者施策として既に導入しておりますのでご理解ください。</p>

<p>⑬ P10 「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」のところ、あるいは P47 「第4章障害児支援事業」のところ 高次脳機能障害児への支援体制の整備について、計画に記してください。</p>	<p>本計画は障害のある方全体に対する福祉サービスの提供体制等について定めるものであることから、高次脳機能障害についても対象としています。こうしたなかで、今後とも、発達障害児及び高次脳機能障害児を含む障害児への支援に努めて参ります。</p>
---	--